

1. 化学物質等及び会社情報

発売元 : 株式会社文化雑巾
住 所 : 埼玉県鴻巣市広田3538
電話番号 : 048-578-8953
FAX番号 : 048-578-8954
緊急連絡先 : 同上

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	酸化性液体	分類できない
	金属腐食性物質	分類できない
健康に対する有害性	急性毒性（経口）	区分4
	皮膚腐食性・刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1
	特定標的臓器毒性（単回暴露）	分類できない
	特定標的臓器毒性（反復暴露）	分類できない
環境に対する有害性	水生環境有害性（急性）	区分2

記載の無いものは、分類できない、分類対象外または区分外。

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル：



注意喚起語 : 危険
危険有害性情報 : 飲み込むと有害
重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
水生生物に有害のおそれ

注意書き／安全対策 : ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
取扱い後は手をよく洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
換気の良い場所でのみ使用すること。

環境への放出を避けること。

- 注意書き／応急処置 : 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
直ちに医師の診断を受けること。
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。
皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
皮膚刺激または発疹が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
吸入した場合：呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、
呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師の診断を受けること。
眼に入った場合：直ちにまぶたを開いて5分以上流水で洗眼すること。
次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
その後も洗浄を続けること。直ちに医師の診断を受けること。
気分が悪いときは、医師の診断、手当てを受けること。

- 注意書き／保管 : 容器を密閉して換気の良い冷暗所で保管すること。
施錠して保管すること。

- 注意書き／廃棄 : 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に
業務委託すること。

3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名	CAS番号	化審法	安衛法
亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度13%）	7758-19-2		
クロロナトロン液	7681-52-9		
その他			

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
直ちに医師の診断、手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。医師の診断、手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : 直ちに流水で注意深く5分以上洗うこと。
次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を
続けること。直ちに医師の診断、手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 直ちに口をすすぐこと。
多量の水を飲ませた後、直ちに医師の診断、手当てを受けること。

無理に吐かせないこと。意識の無い場合は水等を与えてはならない。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、乾燥砂等。
- 特有の危険有害性 : 可燃性物質に付着したこの製品を乾燥させると、火がおこる可能性がある。
- 特有の消化方法 : 火元への燃焼源を遮断する。危険でなければ火災区域から容器を移動する。
容器が熱に晒されている時は移さない。
安全に対処できるならば着火源を除去する。
- 消火を行う者の保護 : 適切な空気呼吸器、防護服（耐熱性）を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- : 作業の際には保護具（保護手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、
眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
直ちに適切な距離を漏洩区域として隔離する。関係者以外の立ち入りを禁止する。
密閉された場所に立ち入る前に換気する。

環境に対する注意事項

- : 物質が、河川、下水、水路または低地域へ流入することを防止する。
- 回収 : 作業の際には保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
水で希釈する。回収して、正確なラベルのついた容器に移す。
洗浄後は、水で痕跡を洗い流す。
- 二次災害防止策 : 排水溝、下水溝、地下室あるいは密閉場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 「8項の暴露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気 : 「8項の暴露防止及び保護措置」に記載の局所排気・全体換気を行う。
- 安全取扱注意事項 : 取扱い後はよく手を洗う。この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。
ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避け、屋外または換気の良い区域のみで使用すること。
適切な保護具（手袋、マスク、保護眼鏡等）を着用すること。
飲み込まないこと。皮膚および眼との接触を避けること。
一度容器から出した液は元の容器に戻さないこと。
容器の移動並びに開封時には注意して取り扱い、漏出や飛沫の飛散を防止すること。
取り扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止すること。
用途以外には使用しないこと。
- 接触回避 : 「10項の安定性及び反応性」を参照。

保管

- 適切な保管条件 : 強酸化剤から離し、容器を密閉する。
直射日光、40℃以上の高温、-5℃以下の低温を避け、乾燥した涼しい、換気のよい冷暗所で、容器の栓をしっかり閉めて密閉、施錠して保管する。
食品、飲料水、動物の餌から離しておく。 熱、冷凍、紫外線を避ける。

8. ばく露防止及び保護措置

- 設備対策 : この製品を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。
- 管理濃度 : 未設定
- 許容濃度 : 未設定
- 保護具 : 適切な呼吸器保護具、保護眼鏡、保護手袋、保護衣を着用する。
- 衛生対策 : 取扱い後はよく手を洗うこと。この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。

9. 物理的及び科学的性質

外観（物理的状态、形状、色など）

- 形状 : 液体
- 色 : 薄い黄色
- pH : 11.5 (±0.5)
- 臭い : 強い塩素臭
- 粘度 : データ無し
- 溶解度 : 水に任意に溶解
- 沸点 : 約 100℃
- 引火点 : 不燃性物質

10. 安定性及び反応性

- 安定性 : 熱、高温、紫外線によって徐々に分解する。
- 危険有害反応性 : 酸との混触により、有害な二酸化塩素ガスが発生する。
- 避けるべき条件 : 燃焼、混触危険物質との接触。加熱、火源、混接触物質との接触。
- 混触危険物質 : 酸、強酸化剤、アミン、アンモニアとの混触はしない。
- 危険有害な分解生成物 : 高温により含有成分が放出される。

11. 有害性情報

- 急性毒性（経口） : 経口投与（LD50）マウス : 15～6.8 mg 有効塩素 10% 区分 4
- 皮膚腐食性及び眼刺激性 : 眼に対する重大な損傷／刺激性。
本製品の pH が 11.5 以上のため、区分 1 とした。

経皮	: データ不足のため分類できない。
皮膚感作性	: 亜塩素酸ナトリウム:種: モルモット結果: 動物実験では、皮膚の接触による感作性を示さなかった。
呼吸器感作性	: データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性	: データ不足のため分類できない。
発がん性	: データ不足のため分類できない。
生殖毒性	: データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: データ不足のため分類できない。

1 2. 環境影響情報

生態毒性 (魚毒性)	: 甲殻類 (オミジノコ) LC50=0.0146mg/L/48hr 水生環境急性有害性・水生生物に有毒のおそれ (区分 2)
生態蓄積性	: データなし。
残留性・分解性	: データなし。
土壤中の移動性	: データなし。

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 地域および国の規制を遵守して、危険有害廃棄物として廃棄する。
汚染容器及び包装	: 空き容器を廃棄処理する場合は、内容物を完全に除去し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (施行令第6条) に従って廃棄する。 空の容器は、リサイクルまたは廃棄のために、承認された廃棄物処理施設に運ばなければならない。 再利用出来ない場合は、地方自治体の許可を得ている産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

1 4. 輸送上の注意

国際規制

国連分類 (Class)	: クラス 8
国連番号 (UN No.)	: 1908

国内規制

海上輸送	: 船舶安全法に定められている運送方法に従う。(別表第一腐食性物質)
航空輸送	: 腐食性物質 施行規則 194 条 ICAO/IATA の規定に従うこと。
輸送の特定の安全対策及び条件	: 容器の破損、腐食、漏出等がないことに注意・確認する。 転倒、落下、破損がないような積載方法、荷崩れの防止を確実にを行う。

1 5. 適用法令

国内適用法令

労働安全衛生法	: 該当しない
消防法	: 該当しない
PRTR 法	: 該当しない
海洋汚染防止法	: 有害液体物質（施行令別表第1）
船舶安全法	: 有害物質（別表第一腐食性物質）
航空法	: その他の有害物。
毒劇物取締り法	: 該当しない

※ 都道府県又は市町村条例により規制が異なる場合がありますので、詳細は当該自治体にご確認ください。

16. その他情報

特記事項なし

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありません。
何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分ご注意ください。